

つちはし事務所通信

10
August
2016



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2016年10月1日

トピックス

健康保険の被扶養者の認定要件が一部変更になります

民間企業を対象とする医療保険である健康保険は、加入した従業員（被保険者）のほか、その家族の身に生じた保険事故（疾病、負傷、死亡、出産）に対しても保険給付を行う制度です。給付対象となる家族のことを被扶養者といいますが、その範囲・要件は、法律で定められています。本年の10月から、その要件の一部が変更されることになりました。



健康保険の被扶養者の認定要件の一部変更

被保険者の兄弟姉妹に関する被扶養者の認定要件については、兄弟（被保険者との同居要件あり）と弟妹（同居要件なし）との間に差がありましたが、本年の10月から、兄弟の同居要件を廃止し、その差をなくすこととされました。



	認定対象者	同居要件
変更前	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫及び弟妹 ②・被保険者の三親等内の親族で、①以外の者…… <u>兄弟はここに含まれる</u> ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）	×
変更後	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫及び <u>兄弟姉妹</u> ②・被保険者の三親等内の親族で、①以外の者 ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）	○

この改正に伴い、兄弟を被扶養者とする場合の「健康保険 被扶養者（異動）届」の提出の際、**同居確認のための書類（原則、「被保険者の世帯全員の住民票」）の添付は、不要となります。**

なお、認定対象者が収入要件を満たした場合に、被扶養者と認定されるわけですが、その**収入要件に変更はありません。**

確認 収入要件

年間収入 130 万円未満（60 歳以上又は障害者の場合は年間収入 180 万円未満）（※）かつ

- ・同居の場合……収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満（例外もあり）
- ・別居の場合……収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満



（※）年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

☆ 被扶養者の収入要件には変更がないことに注意しましょう。裏面でも紹介している社会保険の適用拡大の要件の一つに「賃金の月額が8万8千円以上（12倍すると約106万円以上）」という要件がありますが、年間収入が130万円未満であっても、適用拡大の要件に該当する場合には、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

本年の10月から、大企業(501人以上)において短時間労働者への健康保険・厚生年金保険の適用拡大がスタートします。どのような従業員が適用拡大の対象となるのか、今一度チェックしておきましょう。

適用拡大の対象者〔簡易チェック〕

雇い入れている非正規の従業員等について、Qに答えてみましょう。

Q1 1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、……………Yes ⇒もともと適用対象

同一事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上

↓ No

Q2 勤務先が特定適用事業所(従業員数501人以上)に該当する…No⇒適用拡大の対象外

↓ Yes

Q3 次のいずれにも該当する……………1つでもNoがある⇒適用拡大の対象外

1週間の所定労働時間が20時間以上

同一の事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれる

賃金の月額が8万8千円以上

学生でない

↓ Yes



今回の適用拡大の対象！

④ その他、年齢の要件(原則として健康保険：75歳未満、厚生年金保険：70歳未満)などもご確認ください。

・Q2について

適用拡大が法で義務付けられる事業所は、当分の間、特定適用事業所に限られます。

※特定適用事業所……事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される通常の労働者及びこれに準ずる者の総数が常時500人を超えるものの各適用事業所のこと。法人事業所であれば、法人番号が同じである事業所の合計で、500人超えか否かを判断することになります。

・Q3について

いずれもYesの場合に被保険者とされます。

その中で賃金(報酬)の要件が登場するのが特徴です。どのようなものが対象となるか確認しておきましょう。

※賃金の月額が8万8千円以上であること……月給(週給、日給、時間給の場合、それを月額に換算します)に、各諸手当等を含めた所定内賃金の額で判断します。ただし、次に掲げる賃金は除外します。

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(残業手当など)
- 最低賃金法で算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

④ 標準報酬月額のもとになる「報酬月額」には、一般の被保険者と同様に、臨時に支払われる賃金以外の残業手当、精皆勤手当、通勤手当なども含める必要があります。

☆ 8万8千円以上であるかどうかを判断する「賃金の月額」は、標準報酬月額の資格取得時決定のために資格取得届に記載する報酬月額とは、そのベースが異なりますので、注意しましょう。

あしがき ◆ つちはし事務所より

☆ 10月28日金曜日、徳島県社会保険労務士会主催の社労士会セミナーが開催されます。



テーマは今話題の「働き方改革」。第1部は、コンサルタントの天野常彦氏による「健康経営の話」、第2部は当事務所の土橋が「中小企業の『残業を減らして生産性を上げる働き方改革』というテーマで、時間短縮をして生産性を上げるための手法を、盛り沢山でお話しします。参加は無料ですが、申込が必要ですので10月14日(金)までに、徳島県社会保険労務士会まで、ファックスにて申し込みをお願いいたします。

➢ 詳しくは、徳島県社会保険労務士会 Tel. 088-654-7777 FAX. 088-654-7780 まで。

☆ 働き方改革の1つとして注目されているのが、在宅ワークやサテライトオフィスといった、会社以外の場所で働くテレワークという働き方。実は9月に私(土橋)自身が、不注意から脚を骨折して、はからずも在宅ワークを2週間させていただきました。それで感じたことは、思った以上に在宅でも仕事の出来る環境(ネット等)は整ってきているなということ。工夫次第でいろいろな働き方をすることは可能だと気付きました。育児や介護、病気を抱えながらの就労など、いろんな人が色々な働き方で生産性を上げるのが、これからの社会かもしれませんね。